

I 滋賀県障害者プラン策定の基本的な考え方

◆プランの位置づけおよび実施期間

【位置づけ】

- 障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるもの。
- 障害者施策についての基本的方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進し、障害福祉サービス・障害児支援の整備目標と確保策について示すもの。

【実施期間】

- 令和3年度(2021年度)～令和8年度(2026年度)(6年間)
- ※重点施策等については3年目に評価および必要に応じた見直しを行う。

II 滋賀県が目指す共生社会

◆基本理念

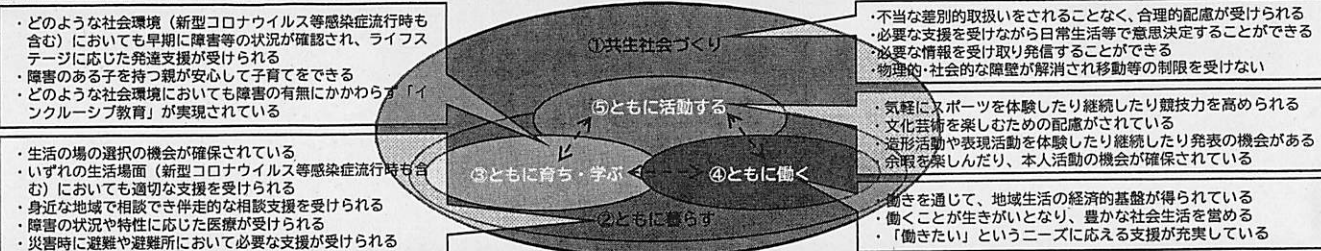
「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」  
～みんなとまちで生きる、みんなであいっしょに働く～  
「人」と「まち」を起点を考える

◆基本目標

「すべての人が基本的な人権を尊重され、地域でともに暮らし、  
ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」  
「その人らしく」「いつでも」「誰でも」「どこでも」「みんなで取り組む」の5つの視点から施策を進める  
※「いつでも」には災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時を含む

領域	□ 現状と課題 / ■ 基本的な施策の方向性
① 共生社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 障害のある人が権利の主体であることの認識や障害の社会モデルなどの考え方の周知が十分ではない。</li> <li>□ 意思決定支援を適切に行うための意義や方法等が支援者に十分理解されてない状況がある。</li> <li>□ 街における移動や施設利用、行政情報などの情報取得がにくい場合がある。</li> <li>■ 差別解消・虐待防止、県民の心のバリアフリーの取り組み推進、強化します。</li> <li>■ 意思決定支援のための支援者の人材育成等の取組を強化します。</li> <li>■ 意思疎通支援の充実やICTの活用による情報アクセシビリティを高めます。</li> <li>■ 公共の交通機関等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。</li> </ul>
② ともに暮らす	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 障害の特性に応じた住まいの場の確保や生活にかかわる支援の質の向上や人材の確保・養成が十分ではない状況がある。</li> <li>□ 身近で気軽に相談できる体制や福祉圏域での専門的な相談体制のさらなる充実が必要。</li> <li>□ 障害の状況に応じたり、特性に配慮した診療体制のさらなる充実が必要。</li> <li>□ 災害時に適切に避難できたり、避難所で必要な支援を受けられるための備えが十分ではない状況がある。</li> <li>■ 住まいの場の確保や生活支援サービスの充実(体制整備、人材育成・確保)に努めます。</li> <li>■ 包括的・専門的な相談支援体制整備の推進およびケアマネジメント体制の充実を図ります。</li> <li>■ 福祉圏域での障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>■ 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された診察体制の整備を図ります。</li> <li>■ 市町による災害時避難行動要支援者の把握と避難時の個別計画作成等の取組を促進します。</li> </ul>
③ ともに育ち・学ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 発達支援のための早期発見・早期対応の取組や障害のある子どもを持つ親への子育て支援の充実が必要。</li> <li>□ 重症心身障害や医療的ケアのある児童に対応できる児童発達支援サービスが不足している状況がある。</li> <li>□ 就学前の就学に向けた引き継ぎや、就学後の学校と地域における支援事業者との更なる連携促進が必要。</li> <li>□ 障害理解を深めるために、障害のある子どもとない子どもがともに過ごせる環境の充実が必要。</li> <li>■ ライフステージに応じた適切な支援が切れ目なく提供される体制の充実を促進します。</li> <li>■ 障害の特性に応じた教育を受けられるよう教育環境や相談体制の充実を図ります。</li> <li>■ 障害特性と教育的ニーズを把握して適切な指導と必要な支援を行い、インクルーシブ教育を推進します。</li> <li>■ 発達障害や重症心身障害のある児童等への支援体制整備と専門的な支援人材の養成を図ります。</li> </ul>
④ ともに働く	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 県民や企業における障害のある人の一般就労についての理解が不十分な場合があり、法定雇用率を達成していない企業を中心に理解を進める必要がある。</li> <li>□ 更なる一般就労の促進と中小企業での就労状況の把握が必要。</li> <li>□ 法定雇用率の改定に対応した就業支援の充実、実習を受け入れてくれる企業の確保が必要。</li> <li>□ 福祉・教育・就労の各機関の役割分担の明確化と連携を高める必要がある。</li> <li>■ 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。</li> <li>■ 中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援や福祉的就労の場の確保を図ります。</li> <li>■ 教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。</li> <li>■ 就労に向けた・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。</li> </ul>
⑤ ともに活動する	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 気軽にスポーツや造形活動・表現活動を体験できる機会をさらに充足させる必要がある。</li> <li>□ 読書や美術鑑賞を気軽にできるように図書館や美術館の利用しやすさを高める必要がある。</li> <li>□ 本人活動を支えるとともにピアサポートの養成と活用による支援における当事者性を高める必要がある。</li> <li>■ スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備等を図ります。</li> <li>■ 文化芸術施設や図書館等のバリアフリー化、演劇鑑賞や読書等のアクセシビリティの向上を図ります。</li> <li>■ 余暇活動の機会、造形活動や表現活動を体験・継続できる環境確保と作品発表の機会の充実を図ります。</li> <li>■ 本人活動・交流活動の支援を図るとともに、支援の当事者性を高めるピアサポート等の活発化を図ります。</li> </ul>

【各領域の関係性とあるべき姿】



III 具体的な施策

施策項目	主な重点的取組 ★は新たな取組	目標・指標(R5年度)
1. 共生社会づくり (1) 差別をなくし権利が守られるために (2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために (3) 情報「かわど」リヤが向上し意思疎通支援が充実するために (4) 誰もが暮らしやすい「バ」-「デザイン」のまちづくりのために	(1)(a) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施 (1)(b) 成年後見制度の利用促進 ★ (2)(c) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成 ★ (3)(d) 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討 ★ (4)(e) 交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進	■ 差別解消に関する講座の実施回数 50回/年 ★ ■ 意思決定支援に関する研修の修了者数:150人 (R3～R5年度累積) ★ ■ 駅のバリアフリー化率(乗客1日3千人以上):100%
2. ともに暮らす (1) 地域での安心できる暮らしのために (2) 障害特性等に応じた支援の充実のために (3) 保健・医療の推進のために (4) 防災と防犯の推進のために (5) 障害福祉を支える人材の育成・確保のために	(1)(a) 住まいの場の確保のためのグループホームの整備促進 (1)(b) 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行への促進 ★ (1)(c) 地域生活を支える相談支援体制充実に向けた相談支援専門員の養成および育成 ★ (1)(d) 障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援 ★ (1)(e) 障害のある人が新型コロナウイルス等の感染により生活困難な状況になった場合の支援 ★ (1)(f) 新型コロナウイルス感染症や医療従事者等に対する心のケア ★ (2)(g) 医療的ケア児者、行動障害者、高次脳機能障害者、高齢障害者等障害特性に応じた地域支援基盤および相談支援体制等の充実 ★ (2)(h) 発達障害のある人への支援の拡充 ・ 家族への支援の充実 (2)(i) 高齢障害者への支援の充実 ・ 共生型サービスの普及 ★ (2)(j) ひきこもり状態にある人への支援の充実 ・ ひきこもり支援センターの強化 ・ 教育との連携強化 (3)(k) 精神障害がある人に関する保健・医療サービスの充実 ・ アルコール・薬物・ギャンブル・ネット依存症等への対策の充実 ★ (4)(l) 災害時要配慮者の避難支援 (5)(m) 障害福祉分野への多様な人材の参入促進 ★	■ グループホームの定員確保 1,634人分 ■ 計画相談支援等に従事する相談支援専門員数: 324人 ★ ■ バレントメンターの確保人数: 50名 (R3～R5年度累積) ★
3. ともに育ち・学ぶ (1) 健やかな育ちのために (2) 豊かな学びのために ～インクルーシブ教育の推進～ (3) 教育と福祉の一層の連携等の推進のために	(1)(a) 市町等における(医療的ケア児等支援のための)関係機関の協議の場の設置および「コ」-「ネット」機能の確保 (2)(b) 小・中・高等学校における個別の指導計画・個別的教育支援計画の活用 (3)(c) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置	■ 医療的ケア児者「コ」-「ネット」研修修了者を中心とした体制を整備 ★ ■ 小・中・高における個別の指導計画、個別的教育支援計画の作成率: 共に100%
4. ともに働く (1) 企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために (2) 福祉的就労の場での支援の充実のために (3) 障害特性に応じた就労支援のために (4) 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実	(1)(a) 雇用の場の確保 (1)(b) 就労が定着するための支援 ★ (2)(c) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援 ★	■ 福祉施設から一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合: 70% ★ ■ 平均月賃月額3万円以上の就労継続支援B型事業所の割合: 30%
5. ともに活動する (1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために (2) 余暇活動や社会参加を豊かにするために (3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために (3)(d) 本人活動の支援 ★	(1)(a) 第79回国民球「-」大会・第24回全国障害者球「-」大会の開催へむけた環境整備等 (1)(b) 造形活動への参加促進と発表機会の拡充 (1)(c) 読書におけるバリアフリーの推進 ★ (3)(d) 本人活動の支援 ★	■ 障害者球「-」大会: 1,000人以上/年 (R4年度目標)